

神奈川区栄町の土地の利用について

本件土地につきましては、横浜港の運営・管理の視点から改めて慎重に検討してまいりました。その結果、港湾施設として管理する必要があるとの判断に至りました。

このため、港湾計画を変更し本件土地を港湾関連用地として位置付けることについて、横浜市港湾審議会平成20年度第一回幹事会（8月1日開催）に諮りご了承を頂きました。

今後は、横浜市港湾施設使用条例に定める手続きを踏まえ港湾施設として管理してまいります。

1. 土地利用の方向性

- (1) 本件土地は、準用河川滝の川を挟んで中央卸売市場に接した箇所に位置し、都市機能の集積が進行する内港地区において静穏度の高い水域かつ貴重な水際線を有した一定規模の土地であることを考慮します。
- (2) 本件土地においては、臨港幹線道路の供用開始により中央卸売市場関連の用地需要に適切に対応するとともに、今後、内貿ふ頭の機能を補完する背後地としての利用が見込まれます。このため、山内地区として一体的な土地利用を図ることが求められます。また、横浜港内における港湾管理施設の適正配置の観点から、立地特性を活かした役割が期待されます。

2. 今後の土地利用（別図参照）

以上のような土地利用の方向性を踏まえ、今後、港湾施設使用条例第2条第2項に基づき港湾施設として告示したうえ、水際線を有する部分につきましては、流出油処理対策用機材等を保管する用地として、また、その他の部分については、ふ頭用地として中央卸売市場関連の荷捌き地、駐車場などの土地利用に供します。

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・港湾施設の改正告示（8月15日市報掲載）
- ・監査委員に対する市長の是正措置報告（8月22日まで）

（参 考）

・横浜市港湾審議会とは、港湾法に基づき設置された審議会で、港湾計画、港湾環境整備負担金等に関する事項を調査審議する機関です。

横浜港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

平成20年8月

横浜港港湾管理者
横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月横浜市港湾審議会
- ・平成18年2月交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年7月横浜市港湾審議会
- ・平成19年7月横浜市港湾審議会
- ・平成19年11月横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 土地利用計画	2

変更理由

山内地区において、埠頭機能の強化を図るため、土地利用計画を変更する。

1 土地利用計画

臨港幹線道路（新港～瑞穂区間）の供用開始にあわせ、埠頭機能の強化を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

単位：h a

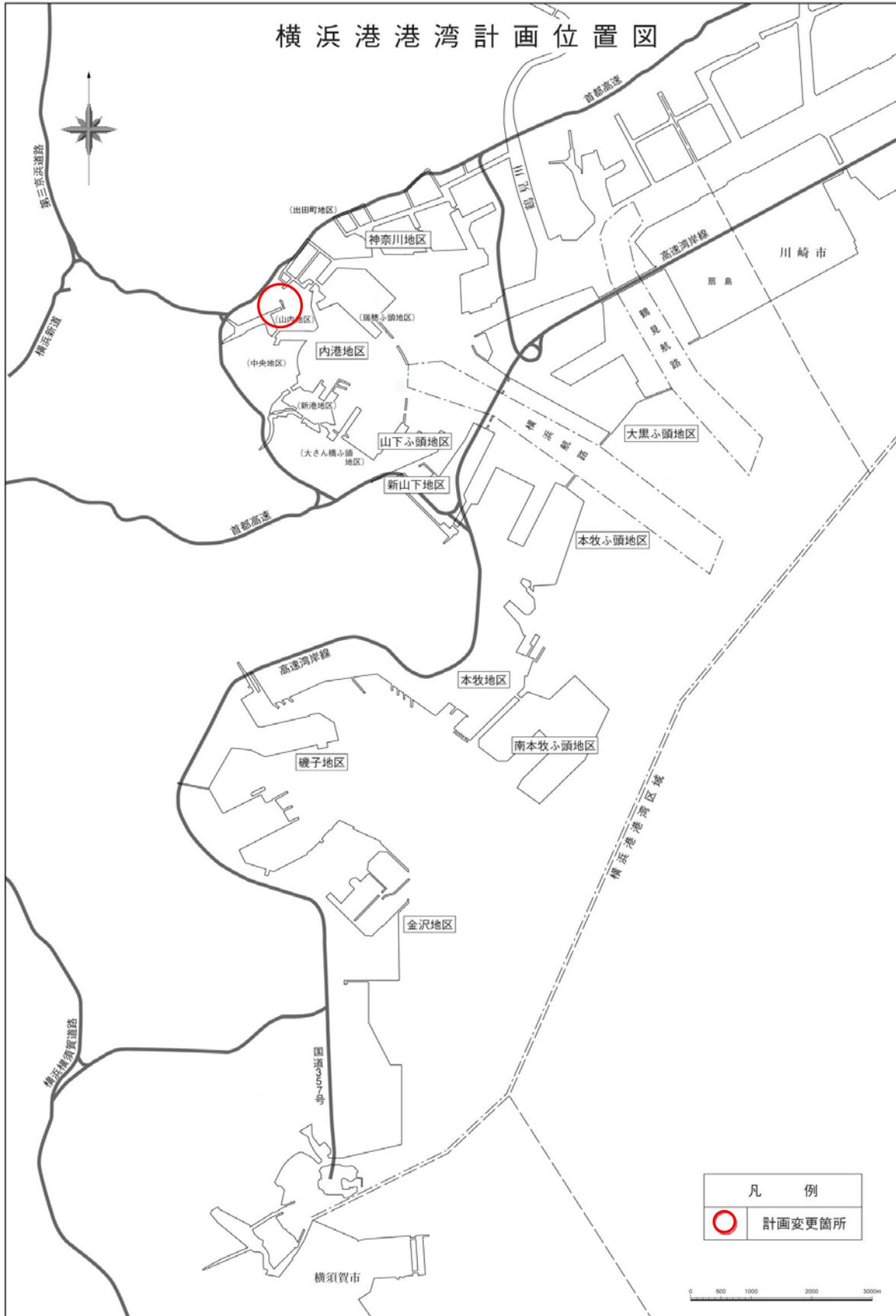
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
内港地区 (山内地区)	(2) 2	(2 3) 2 3		(4) 4	(6) 6	(3 5) 4 5

注1) () で示した数値は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

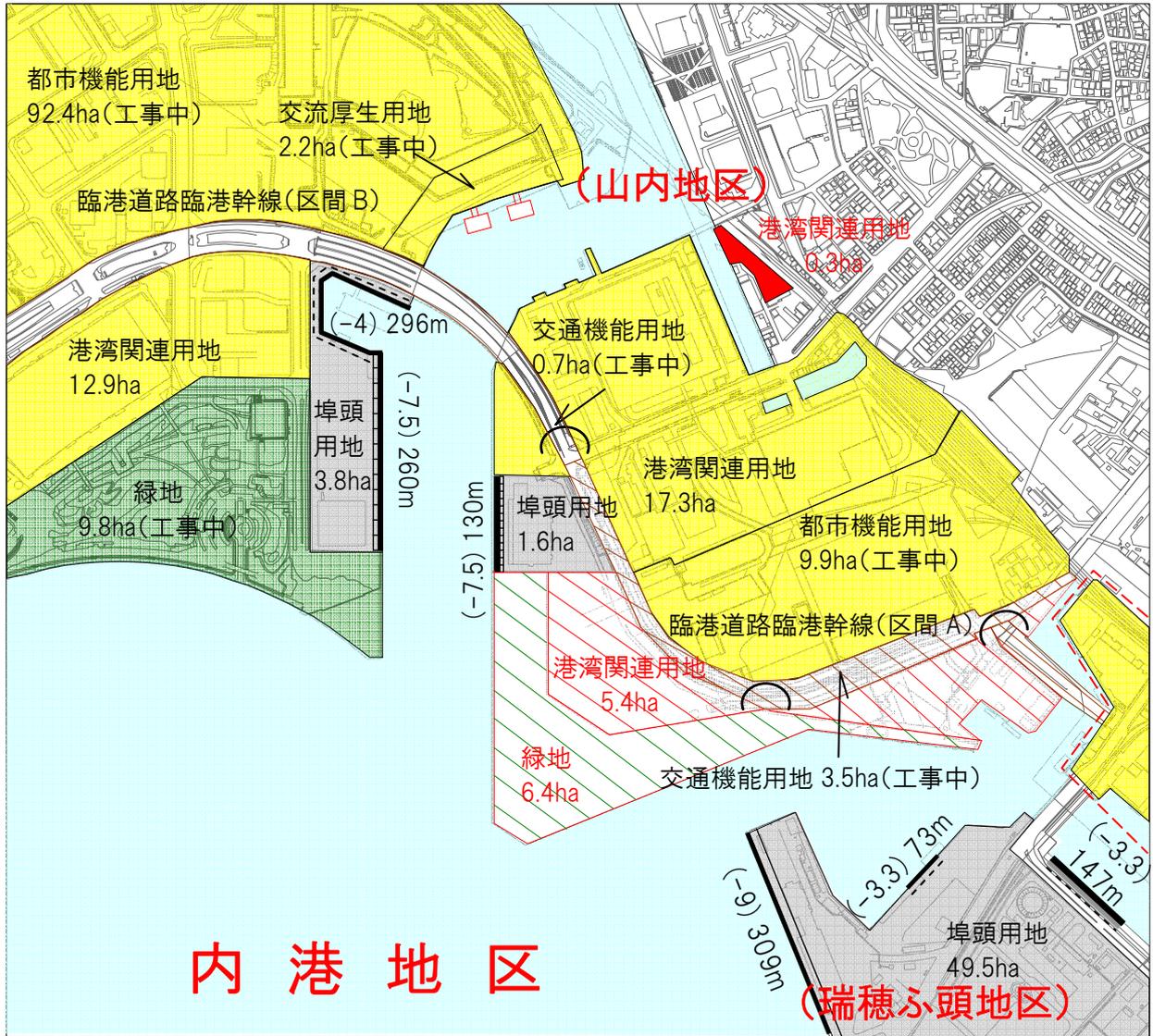
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

横浜港港湾計画位置図

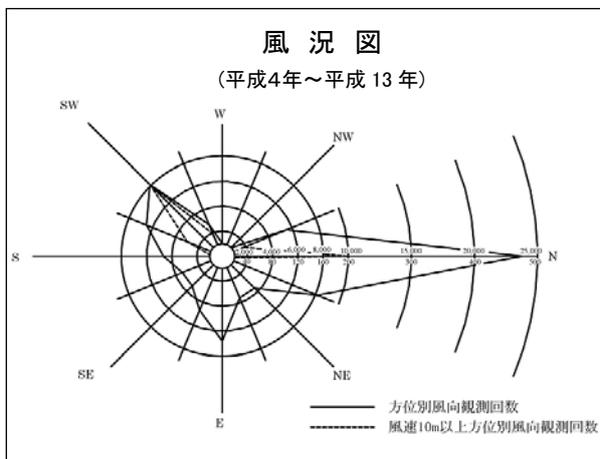


横浜港港湾計画図（山内地区）

縮尺 1 : 10,000



内港地区



凡例		
	公共岸壁	既設
	公共耐震強化岸壁	既設
	公共物揚場	既設
	小型棧橋	既定計画
	埠頭用地	既設
	緑地	既定計画
	交通機能用地	既定計画
	その他用地	既定計画
	その他用地	今回計画
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	

横浜港港湾計画資料(案)

－ 軽易な変更 －

平成20年8月

横浜港港湾管理者
横 浜 市

目 次

1	変更理由	1
2	計画変更に関する資料	2
2-1	土地利用計画	2
3	土地利用計画に関する資料	4
4	臨港地区の範囲【内港地区（山内地区）の一部】	5
5	環境の保全に関する資料	6
6	その他の資料	7
6-1	横浜市港湾審議会幹事会名簿	7

1 変更理由

山内地区において、埠頭機能の強化を図るため、土地利用計画を変更する。

2 計画変更に関する資料

2-1 土地利用計画

(ア) 地区の概要

山内地区は、主として、内貿埠頭及び中央卸売市場から構成されており、2つの施設は、ほぼ同時期に供用開始して以来、土地利用上、一体的に運営されている。平成20年内には、臨港幹線道路の新港～瑞穂間の供用開始が予定されており、それに伴いみなとみらい21地区や関内地区などの都心臨海部と直結するため、当地区の立地優位性が向上することが期待される。

(イ) 計画の方針

今回、港湾関連用地として変更する土地（以下、当該土地という）は、準用河川滝の川を挟んで中央卸売市場に接した箇所位置し、都市機能の集積が進行する内港地区において、静穏度の高い水域かつ貴重な水際線を有した一定規模の土地である。

当該土地の使用目的としては、臨港幹線道路の供用開始により、中央卸売市場周辺に港湾関連交通の一部の通過が想定されるなか、市場関連の荷捌き地、駐車場などの用地需要に適切に対応するとともに、今後、内貿埠頭の機能を補完する背後地としての利用が見込まれる。また、横浜港内における港湾管理施設の適正配置の観点から、流出油処理機材などを保管するための港湾管理施設を立地させるための用地として供するものである。

以上のことから、山内地区に港湾関連用地を追加する。

(ウ) 土地利用計画

埠頭機能の強化を図るため、山内地区の港湾関連用地を図2-1のとおり計画する。

また、港湾関連用地に基づいた土地利用を図ることにより、当該土地の一体的な管理、運営を行う。

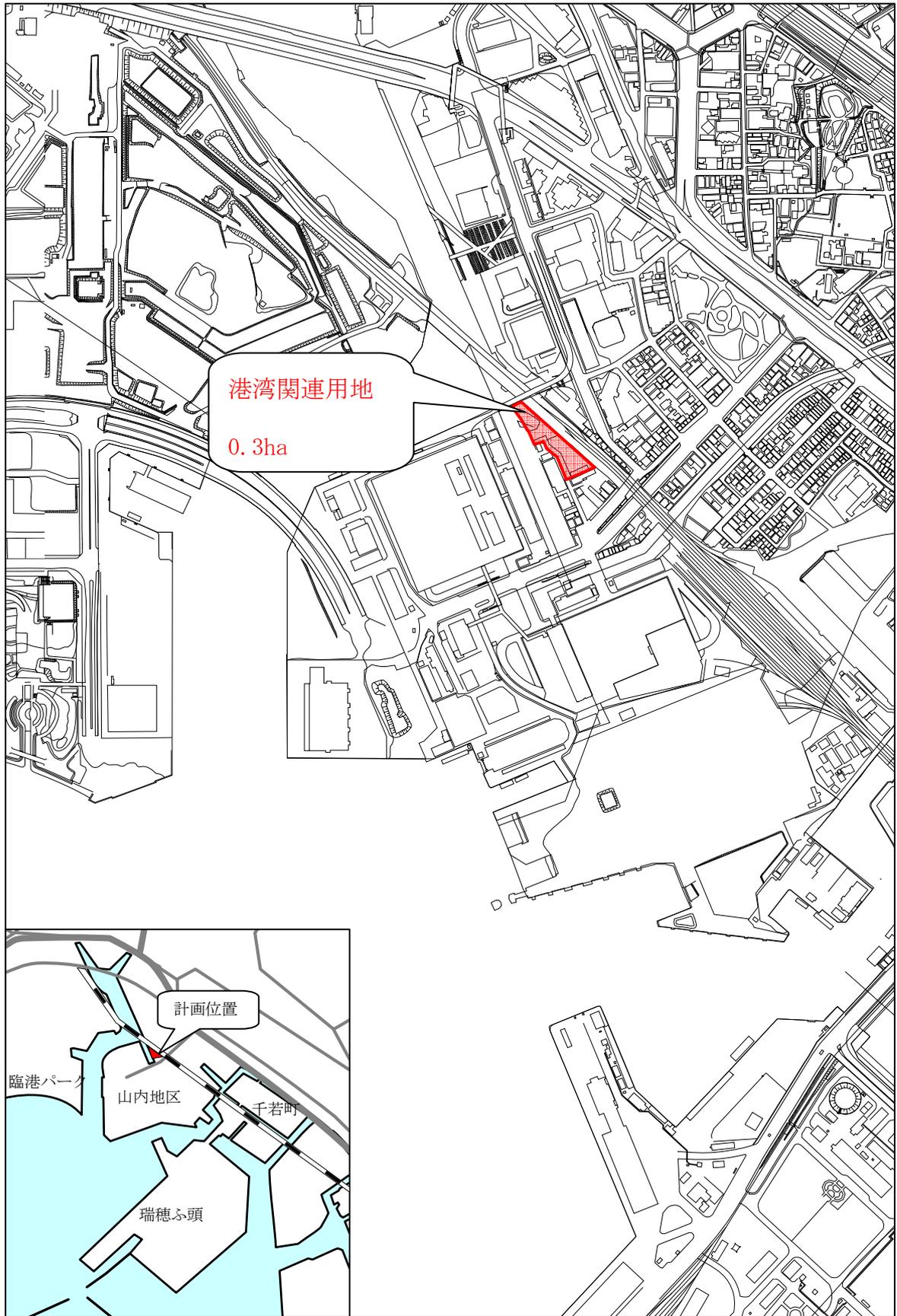


図 2 - 1 港湾関連用地計画位置図

3 土地利用計画に関する資料

臨港幹線道路（新港～瑞穂区間）の供用開始に合わせ、埠頭機能の強化を図るため、土地利用計画を表3-1のとおり計画する。

表3-1 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用 地	港湾関連 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
内港地区 (山内地区)	(1.6) 1.6	(23.0) 23.0		(4.2) 4.2	(6.4) 6.4	(35.2) 45.1

注1) () で示した数値は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回計画の変更に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
内港地区 (山内地区)	(1.6) 1.6	(22.7) 22.7		(4.2) 4.2	(6.4) 6.4	(34.9) 44.8

注1) () で示した数値は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回計画の変更に係る地区についてのみ記述した。

4 臨港地区の範囲【内港地区（山内地区）の一部】

港湾計画の遂行に伴い、港湾を適切に管理・運営するために必要と考える臨港地区の範囲（港湾管理者の案）は、図4-1に示すとおりである。

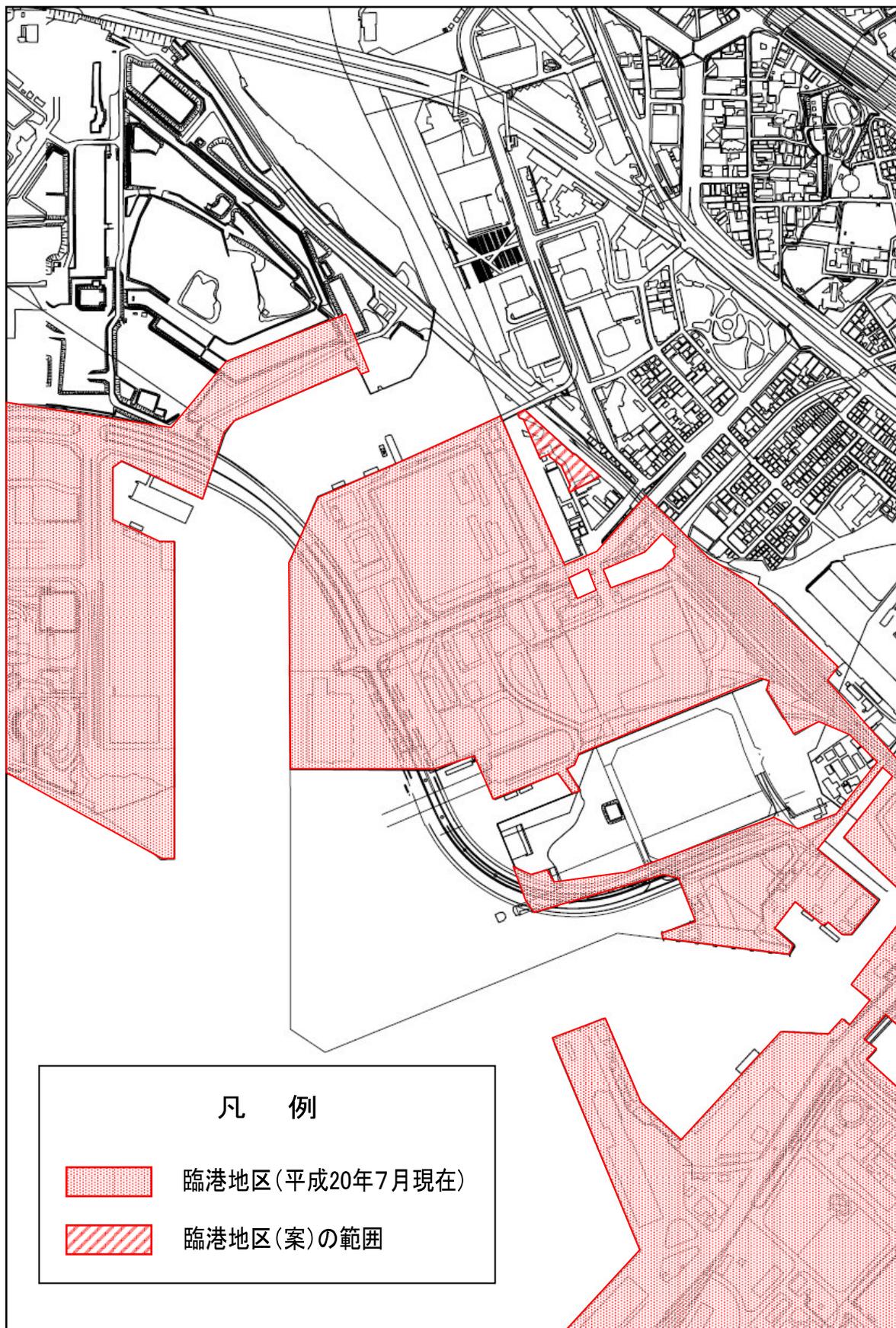


図4-1 横浜港臨港地区拡張案

5 環境の保全に関する資料

今回の計画変更に伴う負荷の増加はごく僅かであり、環境に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

6 その他の資料

6-1 横浜市港湾審議会幹事会名簿

平成20年7月9日現在

区 分	職 名	氏 名
関係行政機関の職員 3名	関東地方整備局長	菊川 滋
	関東運輸局長	福本 秀爾
	京浜港長	小川 泰治
学識経験のある者 2名	横浜国立大学大学院教授	池田 龍彦
	日本大学教授	横内 憲久
港湾関連団体の代表 6名	横浜船主会会長	安川 清一郎
	神奈川倉庫協会会長	小此木 歌藏
	横浜港運協会会長	藤木 幸夫
	全日本海員組合関東地方支部 地方支部長	中澤 政光
	横浜港湾労働組合連合会 中央執行委員長	奥田 正信
	新日本石油精製（株）常務取締役 執行役員根岸精油所長	前原 義彦
横浜市の住民 2名	公募選考	黒田 和司
	公募選考	津山 潤次
合計 13名		